



平成24年(ネ)第172号 損害賠償請求等控訴事件

控訴人 上原 正稔

被控訴人 株式会社琉球新報社

控訴答弁書

平成25年4月12日

福岡高等裁判所那霸支部 御中

〒900-0022

那霸市樋川1丁目16番38号

パークサイドビル2階

那霸第一法律事務所

TEL 098-854-3335

FAX 098-854-3350

被控訴人訴訟代理人弁護士 池宮城 紀夫

〒900-0021

那霸市泉崎2丁目22番地1

ファミール泉崎ハーバービュー202号

阿波連・赤嶺法律事務所(送達場所)

TEL 098-835-3880

FAX 098-835-3881

被控訴人訴訟代理人弁護士 赤嶺 真也

同

島田 考人

第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

第2 控訴の理由（平成25年1月23日付）に対する認否・反論

1 はじめに

- (1) 控訴人は、控訴理由書として、平成25年1月21日付及び同月23日付を提出しているが、23日付については、21日付控訴理由書の誤記を訂正し、若干の内容を補充するものとしていることから（平成25年1月23日付「訂正補充上申書」）、以下では、23日付控訴理由書に対し認否・反論する。
- (2) 控訴人は、「被告は原被告間の連載執筆契約に基づいて受領した原稿については、それが契約内容に合致するものであれば、基本的に、その原稿を新聞紙上の所定枠に掲載する義務を負っているのであり、慶良間編原稿及び最終回原稿について合理的理由なく一方的に掲載を拒否した被告は債務不履行ないし不法行為に基づく損害賠償を負担すると解するべきであり、原判決は速やかに破棄されるべきである」と主張している（控訴理由書2頁第2段落）。

しかし、原判決から明らかなどおり、慶良間編及び第181回の原稿を掲載しなかったことには合理的理由があることから、被控訴人に債務不履行責任はなく、したがって、不法行為責任も認められないものである（原判決25頁ないし27頁）。

よって、控訴人の控訴には理由がない。

2 同第1「連載執筆契約の内容」について

(1)(①) 否認ないし争う。

原判決は、控訴人と被控訴人との連載執筆契約の内容について、「米軍の戦時日記を中心に紹介し、初出の資料も使用して、沖縄戦に関するドキュメンタリーを、毎週5回（火曜～土曜、1回分

約1800字)、全150～170回程度連載する」ものであったと認定している(原判決21頁)。

② 控訴人は、原判決が乙2に基づいて認定した前記契約内容は不当であり、乙2は前泊の単なる思い込みを記載したものに過ぎず、契約内容を確認したものでも社内向けの報告文書でもないと推察されると主張している(控訴理由書2ないし3頁)。

(2)① しかし、控訴人と被控訴人が、乙2の内容で連載執筆契約を締結したことは、答弁書5頁や被告第5準備書面2頁で述べたとおりである。

② また、乙2の内容等については、平成23年7月5日付「証拠説明書1」で説明したとおりである。

すなわち、乙2は、被控訴人の当時の担当者前泊が作成したものであり、「パンドラの箱を開ける時」の連載を開始するにあたり、控訴人と被控訴人との間で交わされた合意内容が記されている。

そして、同文書の手書き部分については、本件連載の内容等について、前泊が控訴人と打ち合わせをしながら記載したものである。

具体的には、「6回分」との記載は、1回につき6回分の原稿を送るよう指示したことを示し、「200回」との記載は、控訴人が連載回数を200回と希望したことを示し、控訴人との協議の結果、150回～170回で合意したことを見ている。

(3)① また、控訴人は、「原被告間には『戦争を生き残った者たちの物語』連載当時から連載執筆契約が観念できるところ、その続編として前泊記者の前任者である池間記者との間で計画・準備されてきた『パンドラの箱』の連載にかかる連載執筆契約は、従前のものをそのまま引き継いだものということができる。」とも主張

している（控訴理由書3頁）。

② しかし、乙2に記載があるように、本件連載は「新連載」であり、「戦争を生き残った者の記録」の続編ではない。

また、乙3の1においても、「ぼくは昨年（二〇〇六年）『戦争を生き残った者の記録』を発表し、確かな反響を呼んだ。」との記載はあるものの、本件連載がかかる連載の続編であることを示す記載はない。

そもそも、従前の連載執筆契約の内容が不明であり、控訴人は、「原告の著述スタイル（自著、他著を問わず既出の資料と初出の資料を用い、それらの引用を多用しながら、独自の視点から沖縄戦と人間の真実を多面的に構成していくもの）を尊重するものであった。」と主張するが、そのような合意が交わされた事実はない。

(4) 乙2には、控訴人と被控訴人との協議内容が具体的に記載されているのであり、これをもとに控訴人と被控訴人との連載執筆契約の内容を認定した原判決は極めて妥当なものである。

したがって、控訴人の主張に理由がないことは明らかである。

3 同第2「慶良間編原稿の掲載拒否」（控訴理由書4頁ないし13頁）について

(1)① 否認ないし争う。

控訴人は、ここで、枝川証言は信用性を欠いているなどとして、慶良間編原稿の掲載拒否が「沖縄戦ショウダウン」の二重掲載であると認定し、掲載拒否に合理的な理由があったと認めている原判決は全く失当であると主張している。

② しかし、答弁書6頁以下や被告第5準備書面3頁以下で詳述したように、慶良間編の内容は「沖縄戦ショウダウン」の内容とほ

ぼ同じものであったのである（乙4、乙1ないし13）。

そして、控訴人は「沖縄戦ショウウダウン」を引用するにあたり、その旨明示することなく、あたかも初出の資料であるかのように引用したのである。

③ これらのことからすれば、被控訴人において、慶良間編の内容が「沖縄戦ショウウダウン」の内容と同一であり、二重掲載であると判断したことには問題はない。

- (2) また、被告第5準備書面4頁や原判決（24頁）で認定されているように、控訴人は、被控訴人の二重掲載であるとの指摘を受け入れ、慶良間編が掲載されなかつたことについては了承したのである。
- (3) 以上のように、被控訴人が慶良間編を掲載しなかつたことは、控訴人が二重掲載を行つたからであり、控訴人自身、このことを了承したのである。

したがつて、被控訴人に債務不履行責任も不法行為責任も存しないことは明らかである。

4 同第3「最終回原稿の掲載拒否」について

- (1) 否認ないし争う。

控訴人は、「最終回原稿は沖縄戦をテーマとする長期ドキュメンタリー連載である『パンドラの箱を開ける時』の最終回として相応しい佳作であるところ、その掲載拒否については、全体の8割近くが新味のない焼き直し的なものだという被告の評価は恣意的なものであり、書き換えを合理化できるものではなく、担当者からの書き換えの指示内容も曖昧であり、『沖縄戦ショウウダウン』からの引用ないし軍命に反する証言内容の全面禁止を一方的に通告するものでしかなく、書き換えに応じれば軍命否定説に言及できると解する余地のないものであった。それは合理的な理由なく一方的に掲載を拒否する

もの」であったと主張している（控訴理由書18頁）。

(2) しかし、被告第5準備書面6頁でも述べたように、最終回の原稿全113行のうち、8割以上の79行までもが他の新聞や「沖縄戦ショウダウン」の紹介でしかなかったのである。

控訴人自身認めるとおり、かかる内容は既に琉球新報や他紙で掲載されていたものをまとめたに過ぎず、分量的にも全体の8割近くを占めていたのである。

したがって、被控訴人において、新味のない書き直しであると認識したことは当然のことである。

そして、被控訴人担当者が控訴人に連絡を取り、書き直しをお願いしたにもかかわらず、控訴人は書き換えることなく、その後の被控訴人からの連絡に対しても、何ら回答をすることはなかったのである。

(3) したがって、原判決も認めるとおり、「被告が第181回の原稿を掲載しなかったことについて合理的な理由がなく、一方的に掲載を拒否したとはいえない」のであって（原判決26頁）、被控訴人に債務不履行責任も不法行為責任も存しないことは明らかである。

第3 結論

以上、控訴人の主張に理由がないことは明らかであることから、控訴人による控訴は速やかに棄却されるべきである。

以上